

## 帯広市有林野管理経営審議会概要

## 1. 審議会について

- 1) 機関の名称 帯広市有林野管理経営審議会  
 2) 設置の根拠 帯広市有林野管理経営審議会条例（昭和37年6月1日条例第23号）  
 3) 委員の定数 10名以内  
 4) 所属の部署 農政部農政室農村振興課林業振興係

## 2. 任期

令和3年6月1日～令和5年5月31日（2年間、再任可）

## 3. 今後の審議スケジュール（案）

年 度	協議事項（予定）	会議開催回数 （予定）	備 考
令和3年度	帯広市有林野概要及び現年度林政業務予算について	1回	委員改選
令和4年度	帯広市有林野概要及び現年度林政業務予算について	1回	
令和5年度	帯広市有林野概要及び現年度林政業務予算について	1回	委員改選
令和6年度	帯広市有林野概要及び現年度林政業務予算について	1回	
令和7年度	第14次帯広市森林施業計画（案）について市長から諮問	3回	委員改選
	市有林野概要・予算について、 <b>計画（案）審議</b> 委員長より市長へ答申	1回	

※ 協議事項及び会議開催回数は変更する可能性があります。

○帯広市有林野管理経営審議会条例

昭和37年6月1日条例第23号

帯広市有林野管理経営審議会条例

(設置)

第1条 帯広市有林野（以下「市有林野」という。）の合理的管理経営を図るため、市長の附属機関として、市有林野管理経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて市有林野の管理経営計画の策定について意見を具申し、又は、資料を提供する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、関係団体及び学識経験者のうちから市長が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、公務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長ともに事故あるときは、あらかじめ委員の互選する委員が委員長の職務を代理する。

(市長への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。